

令和 6 年度第 3 回 公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会  
幹事長報告

1 幹事会の概要

日時：令和 7 年 3 月 14 日（金）16 時～17 時 30 分

場所：沖縄県北部合同庁舎 2 階大会議室

内容：協議事項 4 件・報告事項 5 件・意見交換

2 協議事項

(1) 国への要請について

- 資料 1 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり
  - ア 整備財源について、現時点で国からの支援額はどれくらいなのか。
- 国への要請について、事務局案のとおり了承された。

(2) 財団法人の設立等について

- 資料 2 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり
  - ア 理事会は、人材確保の機動となると思われる。設立後の理事会で人材確保の議論が行われる際には県立病院の医師が関与できるようにしていただきたい。
  - イ 専務理事が事務局長を兼ねるという理解でよいか。
- 財団法人の設立等について、事務局案のとおり了承された。

(3) 公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の改正について

- 資料 3 に沿って事務局により説明。
- 公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の改正について、事務局案のとおり了承された。

(4) 附属診療所検討部会の設置について

- 資料 4 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり
  - ア 合意書では、北部 12 市町村が設置した診療所は原則として北部医療センターの附属として位置づけるものとされているが、北部医療センターの開院と同時に附属診療所となるのか。

イ 医師確保が難しい診療所について、北部医療センター稼働後は同センターが責任を持って運営するのか。

ウ 北部医療センターの開院までに医師確保が困難で維持が難しい診療所との協力体制は構築できるのか。

エ 医学部地域枠でキャリアを積んでいる医師を離島へき地の診療所に配置するという協定書があるが、新たな医療機関へ派遣するためには規定を変える必要がある。規定を変えることが出来れば、現行制度でも医師確保が困難な診療所への医師派遣は可能となるかもしれない。

オ 北部 12 市町村の中でも医療圏が中部に属している自治体がある。このような特殊事情も踏まえてしっかりとした意見交換をお願いしたい。

○ 附属診療所検討部会の設置について、事務局案のとおり了承された。

### 3 報告事項

(1) 整備の進捗について

資料 5 に沿って事務局より説明。特に意見等なし。

(2) 職員アンケート調査について

資料 6 に沿って事務局より説明。特に意見等なし。

(3) 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）について

資料 7 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり

ア 北部医療センター開院後、沖縄県北部医療財団が琉球大学病院地域医療教育センターに対して負担する運営費は人件費も含めていくら想定しているのか。

(4) （一社）北部地区薬剤師会からの要請について

資料 8 に沿って事務局より説明。特に意見等なし。

(5) 令和 7 年度スケジュール（案）について

資料 9 に沿って事務局より説明。特に意見等なし。